

令和7年1月10日

横浜市瀬谷区福祉保健活動拠点指定管理者申請に係る質問及び回答

横浜市瀬谷区福祉保健活動拠点指定管理者申請に係る質問に対して、次のとおり回答します。

【資料名】 申請要項 【ページ】 19 ページ (4) 申請書類について ア(カ)定款、規約その他これらに類する書類	
質問 1	「定款、規約その他これらに類する書類」とは、定款以外に必要な書類はありますか。規約とはどういった規約が必要ですか。
回答 1	定款が作成されている場合は、定款のみで構いません。

【資料名】 申請書類 【ページ】 19 ページ (4) 申請書類について ア(キ)履歴事項全部証明書※2（申請書類の受付期間の最終日時点の情報分かるもの。）	
質問 2	「申請書類の受付期間の最終日時点の情報分かるもの」について伺います。 ①1/21 以前に取得したものでも、その後変更がなければ提出して構わないですか。 ②1/21 に取得する必要があるということですか。その場合、1/20 に提出したい場合はどのようにすればよいですか。
回答 2	①構いません。 ②1/20 以前に取得したものでも、その後変更がなければ提出して構いません。

【資料名】 提出書類 【ページ】 様式ア「事業計画書」、様式エ「福祉活動及び保健活動の実績報告書」	
質問 3	書式の枠は広げてもよいですか。入力するにあたって文字ポイント数の指定はありますか。
回答 3	書式の枠を拡張しても構いません。文字ポイントは、それぞれの様式の説明文と同程度のポイントで作成してください。(様式ア「事業計画書」10.5ポイント、様式エ「福祉活動及び保健活動の実績報告書」11ポイント)

担当： 瀬谷区福祉保健課

電話 367-5710

ファクス 365-5718

メール se-fukuho@city.yokohama.lg.jp